## 市民球場の使用料(R元.10.1~)

## ※減免(割引)、計算方法等の詳細は、総合体育館(電話0124-24-2525)へお問合せください。

(税込み金額。単位:円)

使用の区分				9時~18時・1時間あたり	左記以外1時間あたり
	アマチュア スポーツに 使用	入場料等を 徴収しない	小・中学生、高校生	660	990
			一般	1, 210	1, 810
専		入場料等を 徴収する	小・中学生、高校生	2, 640	3, 960
用			一般	4, 840	7, 240
使	アマチュア スポーツの 練習に使用	入場料等を 徴収しない	小・中学生、高校生	330	490
用			一般	600	900
	上記以外のスポーツその他 催物に使用	入場料等を徴収しない		4, 840	7, 240
		入場料等を徴収する		9, 680	14, 480

## 備考

- 1 専用使用とは、大会、試合、練習等で当該施設を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 使用時間は、次により計算する。
  - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
  - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 4 市外の使用者による専用使用料は、2倍。
- 5 アマチュアスポーツ以外に使用する場合の会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担。
- 6 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。